

三条市男女共同参画推進プラン

男女共同参画社会をめざして

《平成23年度改訂版》

三条市男女共同参画推進プラン《平成23年度改訂版》

平成24年3月

発行:三条市 市民部 市民窓口課

〒955-8686 三条市旭町2-3-1

TEL 0256-34-5511

FAX 0256-31-1105

ホームページ <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail simin@city.sanjo.niigata.jp

平成24年3月

三 条 市

はじめに

地方公共団体は、急速に変化する時代の変化を的確にとらえ、多様で活力ある地域づくりを積極果敢に推し進めることが求められています。

当市においても地域活力を高め、このような時代の変化を乗り越えていくために、女性も男性もその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を作っていくことが極めて重要な課題となっています。

こうした中、市では平成17年12月に「三条市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を推進していますが、依然として職場や家庭、地域社会に固定的な役割分担意識の慣行、性別による異なる扱いなど多くの課題が残されています。さらに、少子・高齢化や家族・雇用形態の多様化など社会経済環境の変化、女性に対する暴力など課題解決に向けた迅速かつ柔軟な取り組みが必要となっています。

こうしたことから、市では平成20年度及び平成23年度に男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、市民意識の変化に対応する「三条市男女共同参画推進プラン」の見直しを行いました。

市としましては、この改訂プランに基づき、今後さらに積極的に施策を推進してまいりますので、市民、事業者及び各種団体の皆様におかれましても、職場、学校、家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいただきますよう、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、このプランの見直しにあたり貴重なご意見やご提言をいただいた市民の皆様をはじめ、熱心にご審議をいただきました三条市男女共同参画審議会委員の方々に厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

三条市長 國定 勇人

…目次…

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経過	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 計画の基本的考え方	3
1 計画の目的	
2 計画の基本理念	
第3章 計画の体系	5
第4章 3年間の重点課題	9
第5章 計画の内容	
基本課題1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	14
基本課題2 あらゆる暴力の根絶	18
基本課題3 男女の性の理解と尊重	23
基本課題4 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の 見直しと意識改革	25
基本課題5 地域における男女共同参画の促進	28
基本課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	31
基本課題7 労働の場における男女共同参画の促進	35
基本課題8 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の 両立の支援	39
基本課題9 国際理解・国際協調の推進	44
基本課題10 計画の総合的な推進	46

参考資料

・男女共同参画に関するデータ	52
・関係法令	
三条市男女共同参画推進条例	54
三条市男女共同参画審議会規則	57
三条市男女共同参画推進会議設置規程	58
男女共同参画社会基本法	61
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)	66
・三条市男女共同参画推進プラン策定(平成23年度改訂版)の経過	72
・三条市男女共同参画審議会委員名簿	73
・男女共同参画関連年表	74
・用語解説	78
・評価指標一覧表	80



第1章

計画の策定にあたって

1 策定の経過

平成11年に旧三条市で「三条市女性行動プラン」を策定し、これまで様々な施策を展開してきました。

しかし依然として、女性の就業率が高い三条市において、労働の場における男女の不平等、仕事をしながら家事、育児、介護等の多くを女性が担っている現状、セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)やドメスティック・バイオレンス(配偶者等からの暴力)等の人権侵害、さらには、政策・方針・決定過程に女性が少ないこと等、性別による固定的役割分担等を背景とした課題が残されています。

そこで、これらの課題を解決し、男女共同参画社会を実現するため、平成17年12月に、市、市民、事業者及び各種団体の協働による男女共同参画の推進の指針となる「三条市男女共同参画推進条例」(平成17年条例第219号以下「条例」という。)を制定しました。

この条例の基本理念及び平成17年7月に実施した「三条市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果に基づき、三条市男女共同参画審議会と市民の意見を尊重し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である「男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会実現に向けてさまざまな施策を推進してきました。

なお、施策推進による市民の意識変化を把握するため、3年ごとに市民意識調査を実施することとしています。この調査結果を基に、市民意識の変化に対応するプランの見直しを行っており、平成20年度及び平成23年度に市民意識調査を実施し、この調査結果を踏まえプランの見直しを行いました。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)第14条第3項の「市町村男女共同参画計画」として位置づけています。

3 計画の期間

計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じ、必要な見直しを行います。

第2章

計画の基本的考え方

1 計画の目的

条例では、「男女共同参画社会とは、男女が、対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会である」と定義しています。

こうした社会の実現に向けた取組を、市、市民、事業者及び各種団体が連携、協力し、総合的かつ計画的に実施するために、この計画を策定します。

2 計画の基本理念

この計画は、条例第3条の5つの基本理念を計画の基本理念とします。

●基本理念—男女共同参画社会を実現するための5つの柱

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男」「女」である以前に一人の人間として能力を発揮する機会を確保していきましょう。

(2) 社会における制度または慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考えましょう。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女は共に家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできるようにしていきましょう。

(5) 国際的協調

男女共同参画社会の実現のために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と共に相互に協力して取り組んでいきましょう。

第3章

計 画 の 体 系





第4章

3年間の重点課題

男女共同参画を推進するための10項目の基本課題のうち、市民意識調査の「男女共同参画社会づくりに向けた市の取組について」の中で、緊急性があり要望が高かった施策から次の3項目を重点課題とします。

重点課題 1

(基本課題4) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

社会制度・慣行が男女に与える直接的、間接的な影響を検討し、様々な社会制度・慣行の見直しについて男女共同参画の視点に立って行います。また、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性と能力を發揮できるように条件を整備するとともに、広報や啓発活動を積極的行います。

- 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供
- 分かりやすい広報・啓発活動の展開

重点課題 2

(基本課題7) 労働の場における男女共同参画の促進

事業所において、性別による処遇の格差の是正、仕事の内容と意欲や能力に応じた均等な待遇が一層確保されるよう広報・啓発活動を積極的行うとともに、多様な就業形態を可能にするよう支援を図ります。

- 雇用の場における均等な機会と処遇の確保
- 農林業・商工業・サービス業等の自営業に従事する女性の経済的地位の向上と労働環境の整備への支援
- 多様な就業ニーズへの支援

重点課題 3

(基本課題8) 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立の支援

男女が家族の一員として責任を持ち、家事・子育て・介護などの家庭生活と仕事等の活動を両立できるよう、家庭生活における男女共同参画の促進を図るとともに、事業所に対する広報・啓発活動を積極的行います。

- 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し
- 子育て支援の充実
- 家庭生活における男女共同参画の促進



第5章

計 画 の 内 容

基本課題 1

男女共同参画を推進する教育・学習の充実
(課題1～3)

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するには、性別にかかわらず、男女がその個性と能力を十分に発揮できることが大切です。男女共同参画を推進するためには、学校教育や生涯学習の果たす役割は重要です。

学校では、次代を担う子どもたちが、互いに人権を尊重し、性別によらず未来に向かってそれぞれの夢を実現させ、自立した人に成長できるよう、男女平等教育を実践していきます。

また、市民を対象に学習機会を提供し、様々な社会活動への参画につなげていけるよう支援していくとともに、メディアからの情報が社会や人々の価値観に大きな影響を与えることから、情報を男女共同参画の視点でチェックし、調査・研究を行うことができる市民層を形成する必要があります。

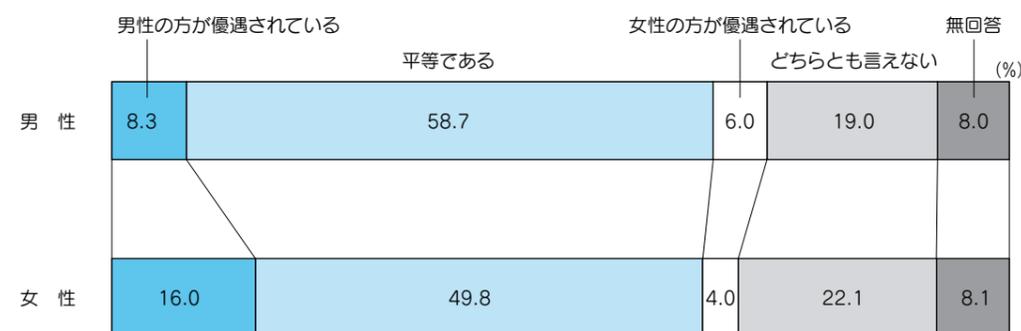
【関連条文（三条市男女共同参画推進条例） P54】

第3条 基本理念 (1)

第5条 市民の責務

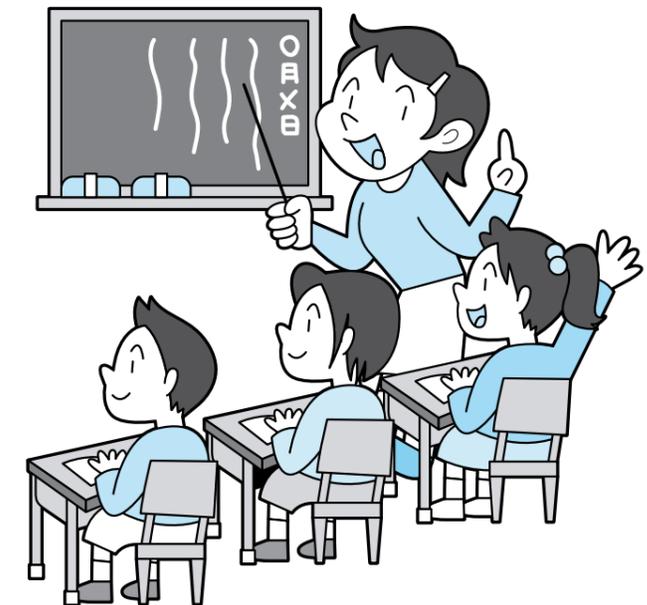
第10条 教育の推進

「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合



【指標1】 「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合

指標の説明	学校において、平等になっていると思う市民の割合。 学校教育の場での男女共同参画の達成度を測る。
現在値 (平成23年度)	平成23年度 市民意識調査 53.4% 男性・・・58.7% 女性・・・49.8%
目標値 (平成26年度)	70%以上



課題 ① 学校等における男女平等の精神をはぐくむ教育の充実

幼児教育現場、小中学校において、男女平等の精神をはぐくむ教育の充実を図ります。

No	施策	説明	担当課等
1	保育所、幼稚園等の指導計画及び事例の点検と改善	保育所、幼稚園等の各計画及び実施事例を男女共同参画の視点から点検し、必要に応じ改善を行う。	子育て支援課
2	小中学校の指導計画及び事例の点検と改善	指導計画及び実施事例を男女共同参画の視点から点検し、必要に応じ改善を行う。	学校教育課

課題 ② 男女共同参画意識を高める様々な学習機会の提供

固定的な性別役割分担にとらわれない男女共同参画意識を高めるために、様々な学習機会の提供を図ります。

No	施策	説明	担当課等
3	男女共同参画意識の普及	男女共同参画社会の意識づくりのための啓発的な学習機会を提供する。	生涯学習課 (各公民館) 市民窓口課
4	学習参加者の市民活動への参画の支援	学習参加者が市民活動に参画できるように市民活動団体に関する情報の提供等の支援をする。	地域経営課 市民窓口課

課題 ③ メディアにおける男女共同参画の推進

市民のメディア・リテラシー（新聞やテレビなどメディアからの情報を批判的に読み解き活用する能力）の向上を支援するとともに、率先して男女共同参画のイメージが広く浸透するよう、市が発行する広報紙等の適切な表現の推進に努めます。

No	施策	説明	担当課等
5	メディアを読み解き発信する能力の育成	メディア・リテラシーについて周知を図るとともに、学習機会を提供し、市民がメディアを読み解き発信する能力の育成に努める。	市民窓口課
6	市の作成する広報紙・出版物等における性差別につながらない表現の推進	広報紙・出版物等を作成する際は、男女共同参画の視点に立った適切な表現の推進を図る。	政策推進課 市民窓口課 関係各課

基本課題 2

あらゆる暴力の根絶(課題4~6)

【現状と課題】

セクシャル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重要な問題であるにもかかわらず、これまでは、個人、家庭、職場の問題として見過ごされてきました。これらの暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や上下関係など、今日の男女の置かれている社会状況や女性差別意識に根ざした社会的、構造的問題があると考えられています。

そのため、暴力を許さない社会の実現に向けて、幼児期から長期的な人権尊重の教育や啓発が必要です。また、関係機関との連携を図り被害者に対する相談体制の充実が必要です。

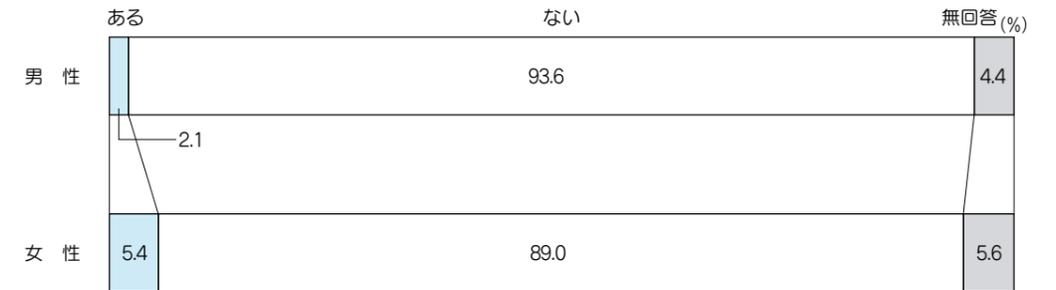
【関連条文(三条市男女共同参画推進条例) P54】

- 第3条 基本理念(1)
- 第5条 市民の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第8条 禁止行為
- 第19条 相談窓口の設置

セクシャル・ハラスメントの被害経験のある人の割合



ドメスティック・バイオレンスの被害経験のある人の割合



【指標2】 セクシャル・ハラスメントの被害経験がある女性の割合 (過去3年以内の期間)

指標の説明	男性に比べて女性の方がセクシャル・ハラスメントの被害経験者が圧倒的に多いため、女性の被害経験者の割合を測る。 セクシャル・ハラスメントの根絶を目指す。
現在値 (平成23年度)	平成23年度 市民意識調査 5.7% 男性・・・1.6% 女性・・・8.4%
目標値 (平成26年度)	減少させる

【指標3】 ドメスティック・バイオレンスの被害経験がある人の割合
(過去3年以内の期間)

指標の説明	ドメスティック・バイオレンスの被害経験者の割合。 ドメスティック・バイオレンスの根絶を目指す。
現在値 (平成23年度)	平成23年度 市民意識調査 4.0% 男性・・・2.1% 女性・・・5.4%
目標値 (平成26年度)	減少させる



課題④ セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

事業所、地縁団体等に対し、セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発を行い、防止対策を推進します。

No	施策	説明	担当課等
7	市民に対するセクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発	地域、学校等でのセクシャル・ハラスメントを防止するため啓発を図る。	学校教育課 市民窓口課
8	事業所に対するセクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発	職場でのセクシャル・ハラスメントを防止するため啓発を図る。	商工課

課題⑤ ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた意識啓発及び保護体制の整備

ドメスティック・バイオレンスは、犯罪であり、人権侵害であると認識し、これらの暴力を許さない社会づくりに向けた啓発に努めます。

No	施策	説明	担当課等
9	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発	ドメスティック・バイオレンスの発生を防止するための意識啓発を図る。	子育て支援課 市民窓口課

課題 6 相談体制の充実

被害者への適切な支援を行うため、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。

No	施策	説明	担当課等
10	女性相談の充実	女性相談を広く周知し、関係機関と連携をとりながら、相談体制の充実を図る。	子育て支援課
11	市民なんでも相談の充実	あらゆる相談に対し、関係機関と連携をとりながら適切に対応するなど相談体制の充実を図る。	市民窓口課

基本課題 3

男女の性の理解と尊重(課題7)

【現状と課題】

男女が互いの身体について十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提です。

そこで、男女の性の理解と尊重の大切さを中心に、生涯を通じた健康維持のための正しい知識と情報を提供する必要があります。

また、望まない妊娠や若年層の性感染症の広がりが危惧される状況を踏まえ、生命尊重と人権尊重の観点から、性と生殖に関して健康であることの重要性について、学校や家庭において発達段階に応じた適切な性教育を実施していく必要があります。

【関連条文（三条市男女共同参画推進条例） P54】

第3条 基本理念 (1)

第5条 市民の責務

第10条 教育の推進



課題 7 男女の性の尊重に関する認識の啓発と教育

生命尊重と人権尊重の観点から、男女が互いの性を理解し尊重する大切さを中心に、生涯を通じた健康維持のための正しい知識や情報を提供し、その意識啓発と教育に努めます。

No	施策	説明	担当課等
12	男女の性の尊重に関する認識の啓発	男女がお互いの性を理解し、尊重する大切さ等についての啓発を図る。	市民窓口課
13	学校における性教育の充実	学習指導要領により、児童生徒の発達段階を踏まえ、専門家、養護教諭等の連携を図り、男女の性を尊重する教育を充実する。	学校教育課
14	家庭における性教育の推進	講座等を通じて、男女のお互いの性への理解、尊重を子どもに伝える大切さ等の啓発を図る。	子育て支援課 (青少年育成センター)

基本課題 4

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革(課題8~9)

【現状と課題】

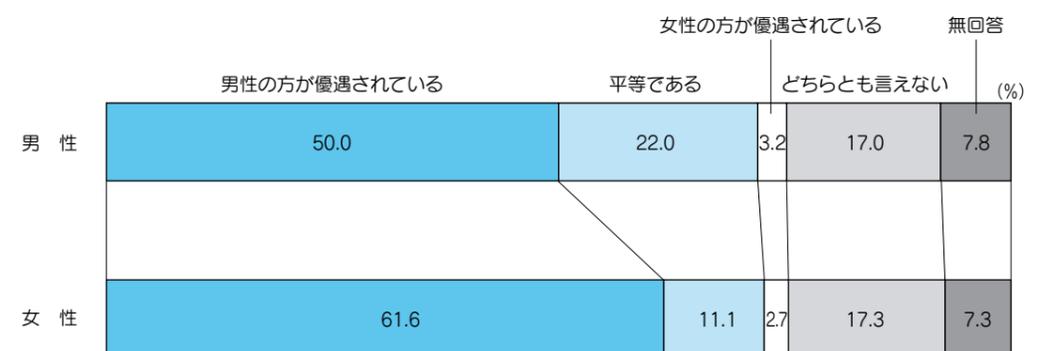
日本社会では、今なお、「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表されるように、性別による男女の生き方や役割を分ける固定的な性別役割分担意識が、社会制度や慣行の中に継承され、男女共同参画を推進するうえで阻害要因となっています。

このため、男女共同参画の視点に立ち、その実態把握や情報収集に努め現状を分析することが必要です。これにより、社会制度や慣行を見直し、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性と能力を発揮できるよう条件を整備するとともに、広報や啓発活動を推進する必要があります。

【関連条文（三条市男女共同参画推進条例） P54】

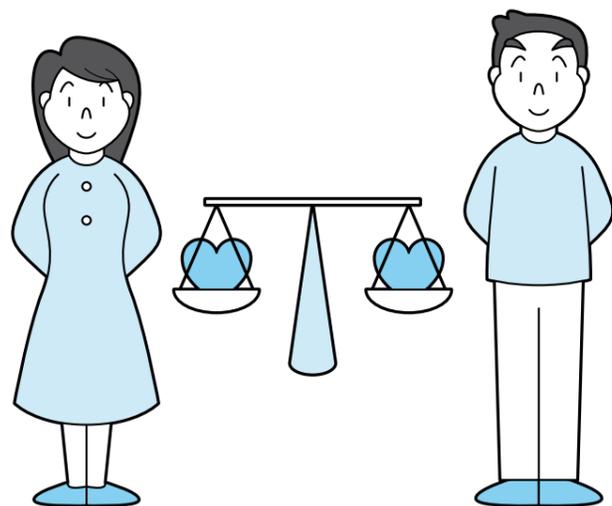
- 第3条 基本理念 (2)
- 第15条 広報活動等
- 第17条 調査及び研究

「社会の慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合



【指標4】 「社会の慣習(しきたり)について」平等になっていると
思う人の割合

指標の説明	社会の慣習（しきたり）について、平等になっていると思う市民の割合。 男女の平等をめぐる様々な課題が、有形無形に影響を落とす日常生活の中で、市民が肌で感じる男女共同参画の達成度を測る。
現在値 (平成23年度)	平成23年度 市民意識調査 15.5% 男性・・・22.0% 女性・・・11.1%
目標値 (平成26年度)	25%以上



課題⑧ 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供

市民意識調査の実施や統計資料・関連資料を広く収集し、三条市における男女共同参画の現状を把握・分析し、結果を市民に情報提供します。

No	施策	説明	担当課等
15	男女共同参画にかかわる諸問題についての調査研究、情報の収集・提供	国、県、他市町村、各種団体等と連携し、調査研究、情報の収集・提供を図る。	商工課 生涯学習課 (図書館) 市民窓口課
16	市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査を実施する。	市民窓口課

課題⑨ 分かりやすい広報・啓発活動の展開

男女共同参画の理念等について、あらゆる媒体や機会を通じた分かりやすい広報・啓発活動に努めます。

No	施策	説明	担当課等
17	あらゆる機会や媒体を活用した広報・啓発活動	男女共同参画の理念および条例・基本計画について、広報紙や市ホームページ、コミュニティFMをはじめ、あらゆる機会を活用し普及啓発を図る。	市民窓口課
18	啓発のための講座・フォーラム等の開催	男女共同参画を啓発するための講座・フォーラム等を開催する。	

基本課題 5

地域における男女共同参画の促進（課題10）

【現状と課題】

地域は、子どもの育成、安全、福祉等をはじめ様々な問題を解決する場として大きな役割を果たしています。

しかし、人々の生活や価値観が複雑・多様化するにつれて、地縁に基づく地域活動は、一部に空洞化も見られるようになったと言われています。

最近では、住居地域を越えた、NPOやボランティアなど多様な市民団体等も成長してきましたが、これと同時に、地縁を基盤にした地域活動を自ら見直したり活性化させたりすることが今後求められています。このような市民の活動が男女共同参画の視点をもって行われるためには、自治会やPTAなどの地縁団体を始め、NPOやボランティア等に対しても、効果的な情報や交流の場の提供などの支援策が必要となってきます。

【関連条文（三条市男女共同参画推進条例） P54】

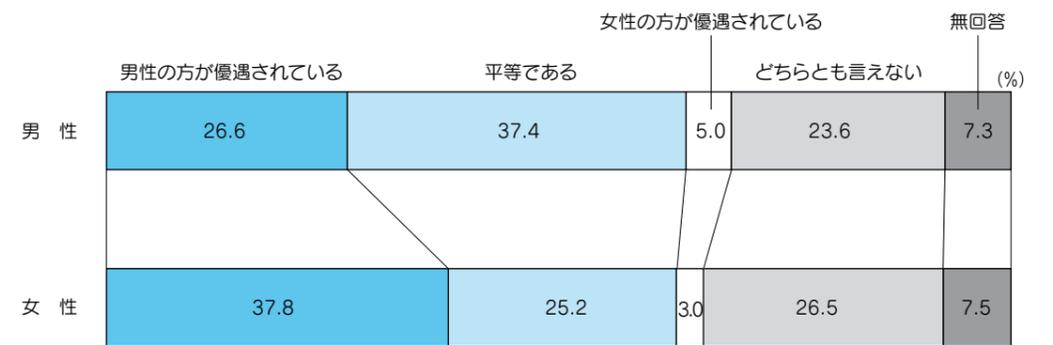
第3条 基本理念（2）

第5条 市民の責務

第7条 各種団体の責務

第14条 市民、事業者及び各種団体の自主的な活動への支援

「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合



【指標5】 「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合

指標の説明	地域社会において、平等になっていると思う市民の割合。地域社会で男女共同参画の達成度を測る。
現在値 (平成23年度)	平成23年度 市民意識調査 30.1% 男性・・・37.4% 女性・・・25.2%
目標値 (平成26年度)	40%以上

課題 10 各種地域活動における男女共同参画の促進

様々な地域活動を行っている団体に対し、その活動を支援するとともに、男女共同参画の促進を図ります。

No	施策	説明	担当課等
19	各種団体への支援と男女共同参画の促進	自治会・PTA・NPO・ボランティア活動団体等に対し、情報を提供するなどの支援をするとともに男女共同参画を促進する。	地域経営課 生涯学習課 子育て支援課 市民窓口課
20	地域の防犯・防災活動への男女共同参画の促進	地域の防犯・防災活動に男女が共に参画するよう啓発を図る。	行政課 環境課



基本課題 6

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(課題11～13)

【現状と課題】

男女共同参画の「参画」とは、活動に「参加」するだけでなく、男女がより積極的に意思決定過程に加わることを言います。

市の政策・方針決定過程や、事業所、学校、各種団体における方針決定過程に男女が対等に参画する機会を確保することが重要ですが、市の審議会等の女性比率は25.7%（平成24年4月現在）に留まり、多くの事業所等でも女性の積極的な登用がなされているとは言い難いのが実状です。また、女性自身の参画に対する意識や積極性にも問題があります。

このため、市は率先して、女性の参画を拡大する積極的な取組を進めるとともに、事業所、学校、各種団体におけるこの取組を支援していくことが必要です。また、女性の参画促進に向けた人材育成や意識改革を図っていく必要があります。

【関連条文（三条市男女共同参画推進条例） P54】

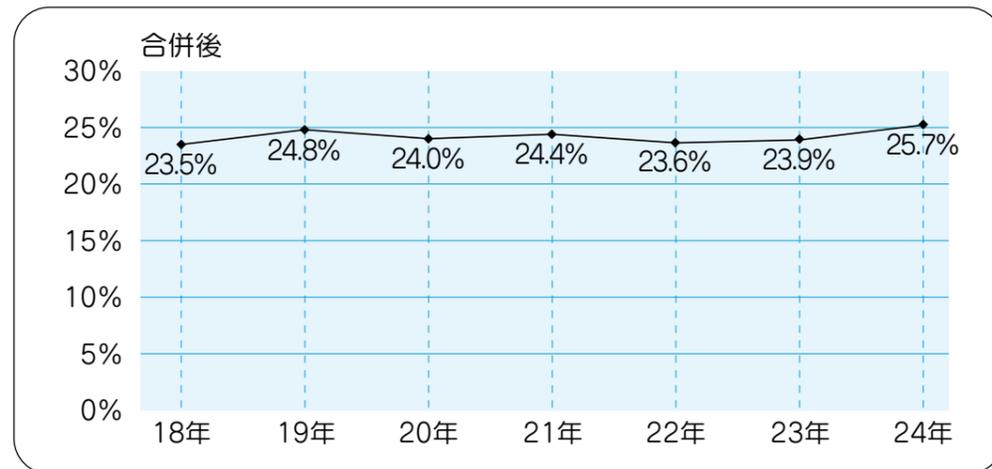
第3条 基本理念 (3)

第6条 事業者の責務

第7条 各種団体の責務

第13条 附属機関等への男女共同参画の機会確保

女性の審議会等委員の割合



【指標6】 女性の審議会等委員の割合

指標の説明	市の附属機関等の委員で女性が占める割合。行政が進めるすべての分野で女性の意見が施策に反映されるよう女性委員登用率の向上を図る。
現在値 (平成24年度)	平成24年度 行政課調べ (平成24年4月1日現在) 25.7%
目標値 (平成26年度)	30%

課題 11 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、各種審議会等への女性の参画及び小中学校の学校運営への女性教職員の参画を促進する。

No	施策	説明	担当課等
21	審議会等への女性の参画促進	登用率が30%になるよう努力していく。併せて女性委員のいない審議会等の解消に努める。	行政課 関係各課
22	小中学校の学校運営への女性教職員の参画促進	小中学校の学校運営への女性教職員の参画を促進する。	学校教育課

課題 12 事業所及び各種団体の方針決定過程への女性の参画の促進

事業所や各種団体の方針決定過程への女性の登用を促進するため、あらゆる機会・媒体を活用した啓発活動に努めます。

No	施策	説明	担当課等
23	事業所の方針決定過程への参画促進に向けた働きかけ	運営方針や企画立案の場に女性の参画を図るよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の周知など啓発を行う。	商工課
24	各種団体等の方針決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ	運営方針や企画立案の場に女性の参画を図るよう啓発を行う。	市民窓口課

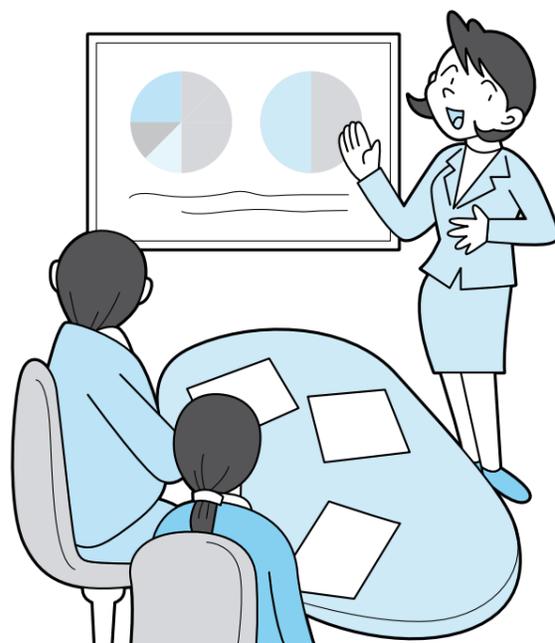
【積極的改善措置（ポジティブ・アクション）】

一定の範囲で特別な機会を提供するなどにより、実質的な機会均等を図ることを目的にした暫定的な特別措置

課題 13 女性の参画促進に向けた人材育成

女性が自らの意思で社会のあらゆる分野に参画するための多様な能力を養成するため、学習機会や関係情報提供の充実に努めます。

No	施策	説明	担当課等
25	女性の能力を高める学習機会の提供	市政や社会問題などについての学習機会を提供し、方針決定過程へ参画できる人材を育てる。	生涯学習課 (各公民館) 市民窓口課



基本課題 7

労働の場における男女共同参画の促進
(課題14~16)

【現状と課題】

国では、平成5年にパートタイマーの雇用管理を改善するため「パートタイム労働法」が、また平成11年に男女の雇用をめぐる不均等の是正をより確実なものとするため「男女雇用機会均等法」が改正施行されました。これらの法律により、事業所では、女性労働者の処遇の改善、その意欲や能力を生かす取組が必要です。そのため、性別による処遇格差の是正、仕事の内容と意欲や能力に応じた均等待遇が一層確保されなければなりません。

農林業・商工業・サービス業等の自営業においては、仕事と家庭生活の区別がつけにくく、性別や世代による固定的役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行も根強く残っています。こうした労働の場では、女性の働きに対する正当な評価が不可欠です。

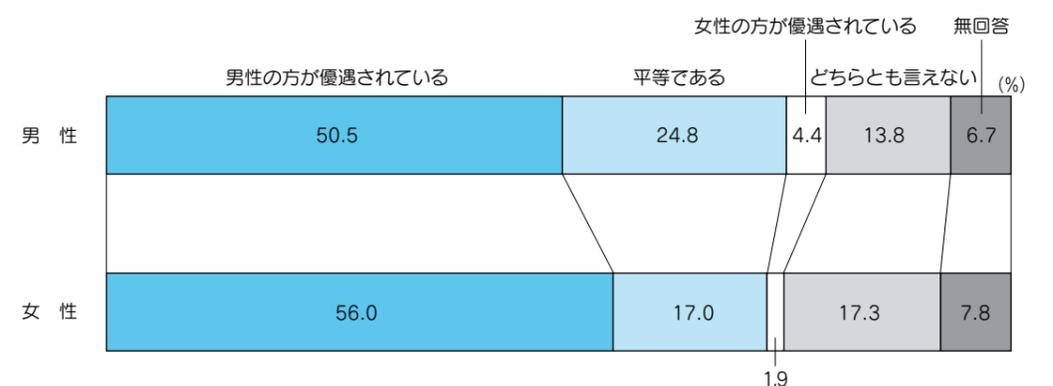
また、少子高齢社会を迎え、労働力の活用の観点からも、男女を問わず、それぞれの価値観やライフスタイルに応じ、多様な就業ニーズへの支援をしていく必要があります。

【関連条文（三条市男女共同参画推進条例）P54】

第3条 基本理念 (3)

第6条 事業者の責務

「職場の中で」平等になっていると思う人の割合



【指標7】 「職場の中で」平等になっていると思う人の割合

指標の説明	職場において、平等になっていると思う市民の割合。 労働の場での男女共同参画の達成度を測る。
現在値 (平成23年度)	平成23年度 市民意識調査 20.1% 男性・・・24.8% 女性・・・17.0%
目標値 (平成26年度)	30%以上

【指標8】 家族経営協定の締結家族数

指標の説明	家族経営協定を結んでいる農業家族の数。 農業を営む家庭で、共同経営者として家族の労働条件を明確にし、女性の働きを評価することで、第1次産業における女性の地位向上を図る。
現在値 (平成23年度)	平成23年度末 農林課調べ 36件
目標値 (平成26年度)	40件以上 年間2件以上、3年間で6件以上の着実な協定締結の増加を目指す。

課題 14 雇用の場における均等な機会と処遇の確保

雇用の場で女性が男性と均等な機会を得て、活躍できる状況が実現できるよう啓発を図ります。

No	施策	説明	担当課等
26	均等な雇用機会等の確保に向けた広報・啓発	男女の均等な機会と待遇の確保の徹底に向けて、事業所に対して多様な広報活動で啓発を図る。	商工課
27	女性労働者の母性保護と母性健康管理の推進に向けた啓発	女性労働者の母性保護と母性健康管理の推進に向けて、事業所に対して多様な広報活動で啓発を図る。	
28	事業所での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及	積極的改善措置の普及促進に向けて、事業所に対して多様な広報活動で普及を図る。	

課題 15 農林業・商工業・サービス業等の自営業に従事する女性の経済的地位の向上と労働環境の整備への支援

女性の労働が適正に評価されるよう、労働環境整備の促進に努めます。

No	施策	説明	担当課等
29	農家の家族経営協定の締結の促進	農家の家族間で労働条件・報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての地位や役割を明確にし、近代的な農業経営後継者の育成に努める。	農林課
30	自営業及び農業従事者の対等パートナーシップへの意識啓発	自営業を営む家族の対等なパートナーとしての経営への参画に向けて、多様な広報活動で意識啓発を図る。	農林課 商工課

課題 16 多様な就業ニーズへの支援

一人ひとりが自分に合った働き方ができるように、多様な就業形態を可能にするよう支援を図ります。

No	施策	説明	担当課等
31	女性の就業や再就職、パートタイム労働者等を支援するための情報提供	女性の就労や再就職、パートタイム労働者等に情報提供を図る。	商工課
32	女性の起業、在宅ワーク、*SOHO等の情報提供	女性の起業、在宅ワーク、SOHO等の情報提供を図る。	
33	労働相談の充実	労働に関する相談窓口を充実する。	商工課 (勤労青少年ホーム)

*【SOHOとは】

企業に属さない個人起業家や自営業などが、情報通信ネットワークや情報通信機器等を活用して小規模な事務所や自宅で仕事をする独立自営型の就労形態

基本課題 8

家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立の支援(課題17~19)

【現状と課題】

男女が社会のあらゆる分野の活動に参画していくためには、男女が互いに理解し、協力して家族の一員としての責任を担う必要がありますが、家事を始めとし、子育て、介護の多くを女性が担っている現状があります。

このことを改善するためには、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女が共に家庭を大切にする生き方の重要性を認識する必要があると同時に、社会がそれをより積極的に支援していく必要があります。

また、男女共に育児・介護休業の取得が可能になる事業所内制度、職場の理解、地域社会への参画など、職業生活と家庭・地域生活が両立できるような環境づくりを推進していく必要があります。

【関連条文(三条市男女共同参画推進条例) P54】

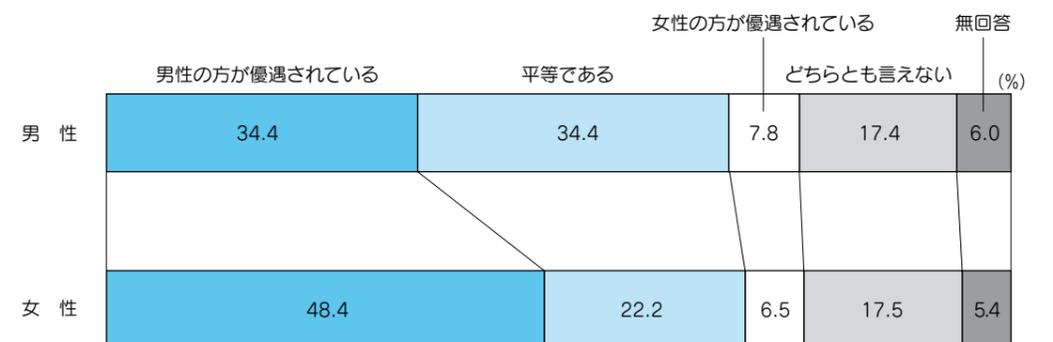
第3条 基本理念(4)

第5条 市民の責務

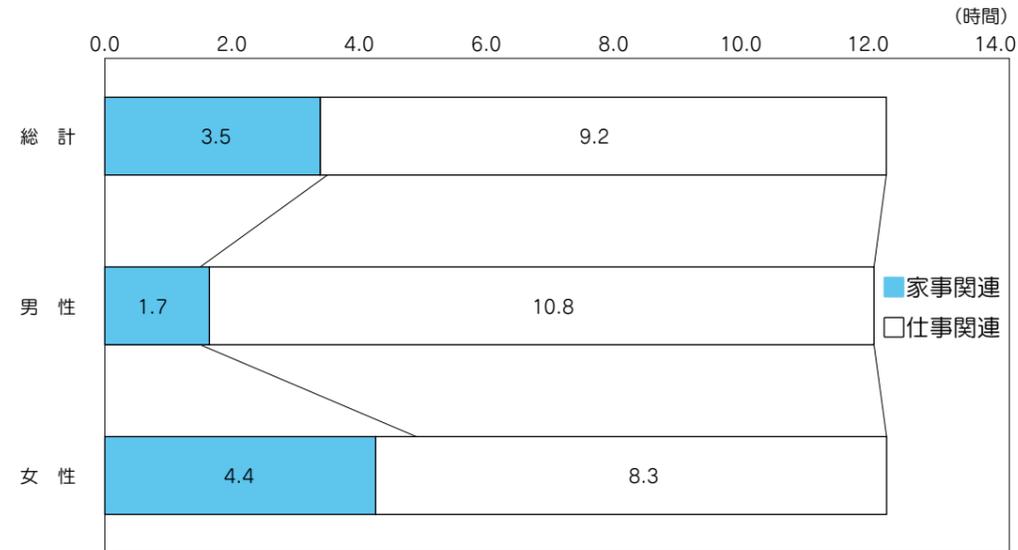
第6条 事業者の責務

第11条 家庭生活における活動と他の活動の両立支援

「家庭の中で」平等になっていると思う人の割合



共働き世帯の男女の一日の家事と仕事時間



【指標10】 共働き世帯の男女の家事平均時間の格差

指標の説明	職業を持つ男女の家事（育児、介護を含む）にかかわる平均時間の格差。 少子高齢社会や家族形態が多様化する中、固定的な性別役割分担にとらわれることなく、男女は互いに協力して家族の一員として家事従事時間を平均化する。
現在値 (平成23年度)	平成23年度 市民意識調査 162分 男性・・・102分/日 女性・・・264分/日
目標値 (平成26年度)	142分以内（格差を20分以上縮める） 男性が1つの家事を新たに行うこととし、その1つの家事について10分程度を見込み、男女それぞれ10分の増減による20分の差の解消を目指す。

【指標9】 「家庭の中で」平等になっていると思う人の割合

指標の説明	家庭において、平等になっていると思う市民の割合。 家庭での男女共同参画の達成度を測る。
現在値 (平成23年度)	平成23年度 市民意識調査 27.1% 男性・・・34.4% 女性・・・22.2%
目標値 (平成26年度)	40%以上



課題 17 仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

男女が共に仕事と家庭・地域活動を担うことができるように、両立支援制度の導入・定着、労働時間の短縮などの情報を提供するとともに啓発を図ります。

No	施策	説明	担当課等
34	事業所における育児・介護休業制度の普及啓発	育児・介護休業の制度の周知を図るとともに事業所の理解を得る。また、女性だけでなく、男性も育児休業を取得できることを周知し、利用を促す。	商工課
35	労働時間短縮についての情報提供・啓発	事業所に対して労働時間短縮について情報提供し、啓発を図る。	
36	ハッピー・パートナー企業の普及啓発	ハッピー・パートナー企業の普及啓発を図る。	

課題 18 子育て支援の充実

男女が仕事や地域活動をしながらか安心して子育てができるよう、支援の充実を図ります。

No	施策	説明	担当課等
37	子育て応援宣言市民運動の普及啓発	子育てにやさしいまち実現のため、これから親になる方や子育て中の親、子どもに対して、自分たちでできる気持ちを宣言した個人、団体及び事業所を紹介し、普及啓発を図る。	子育て支援課
38	子育て支援サービス及び保育サービスの充実	次世代育成支援行動計画で設定した目標に向け、子育て支援サービスの充実を図る。	
39	保育ルーム設置時のヘルパーの養成	より多くの保育ルーム設置に対応できるよう、ヘルパーの養成を行う。	

No	施策	説明	担当課等
40	子育てに関する学習機会の提供	広く子育てに関する知識、技術を得られる学習機会の提供を図る。	子育て支援課 健康づくり課 生涯学習課 (各公民館)
41	保育ルームの設置	学習等に参加しやすくするため、市主催の行事に保育ルームを設置する。	子育て支援課 生涯学習課 (各公民館) 市民窓口課

課題 19 家庭生活における男女共同参画の促進

男女が家庭の一員として責任を持ち、家事、子育て、介護などの家庭生活を共に担うことができるよう、情報提供や知識・技術の習得機会を提供するよう努めます。

No	施策	説明	担当課等
42	男女共同参画意識を高める家庭教育の推進	母親以外の参加者層の拡大と男女共同参画をテーマに取り上げるなど家庭教育講座等の充実と家庭教育の推進を図る。	子育て支援課 生涯学習課
43	男性の家事、子育て、介護等の学習機会の提供	男性が家事、子育て、介護等の実践を学べる学習機会を提供する。	子育て支援課 高齢介護課 健康づくり課 生涯学習課 (各公民館) 市民窓口課

基本課題 9

国際理解・国際協調の推進(課題20~21)

【現状と課題】

男女共同参画の推進に関する様々な取組は、国際的な動きと連動しながら進められてきました。国際社会の課題と取組についての理解や関心を深めることは、三条市での男女共同参画を推進するうえで必要です。

また、市民レベルの国際交流事業を積極的に展開している団体との連携を深め、国際理解・国際協調の分野への共同参画を推進していくことが重要になります。

【関連条文（三条市男女共同参画推進条例） P54】

第3条 基本理念 (5)



課題 20 男女共同参画に関する国際協調の推進

男女共同参画に関する海外の各種情報の収集と提供を行い、国際協調の推進を図ります。

No	施策	説明	担当課等
44	海外の男女共同参画に関する国際的な取組の収集と提供	海外の男女共同参画に関する各種情報の収集と提供及び国際協調の推進を図る。	市民窓口課
45	海外の男女共同参画に関する図書等の提供の充実	海外の女性関連情報や外国の取り組みを紹介した図書等の提供の充実に努める。	生涯学習課(図書館)

課題 21 男女共同参画の視点に立った国際交流・理解の推進

男女共同参画の視点に立った学習機会等を提供し、国際交流・理解の推進を図ります。

No	施策	説明	担当課等
46	男女共同参画の視点に立った国際交流・理解を推進する講座等の実施	男女共同参画の視点に立った講座等を実施し、国際交流・理解の推進を図る。	地域経営課 商工課 (勤労青少年ホーム)

基本課題 10

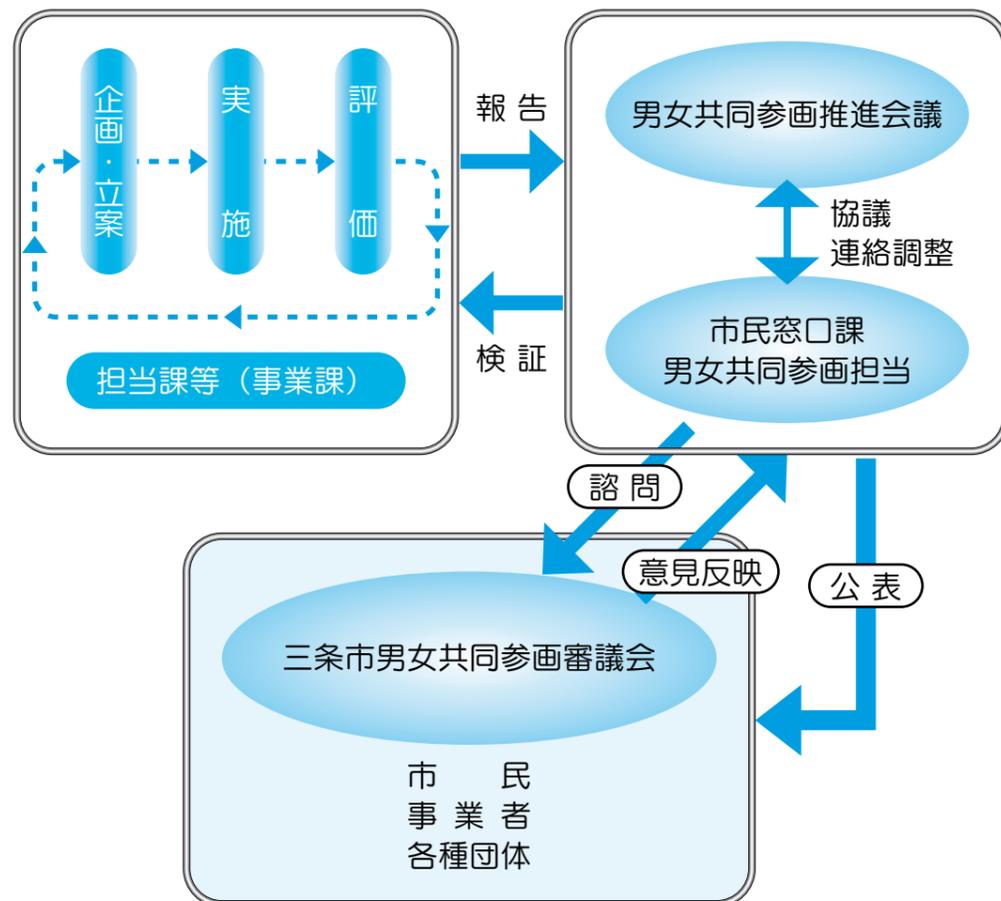
計画の総合的な推進（課題22～26）

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現を目指して、条例の基本理念に基づいたこの計画を着実に実施し、男女共同参画の推進を実効性のあるものにするため、市役所内の男女共同参画を推進し、推進体制を整えとともに、推進状況を公表していきます。

また、社会のあらゆる分野に男女共同参画を推進していくため、市民、事業者及び各種団体と連携、協力して取り組んでいきます。

推進体制及び推進状況の点検・評価のイメージ



課題 22 市役所内の推進体制の充実

市役所内では、男女共同参画推進会議、男女共同参画審議会の開催等により、男女共同参画社会の実現に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するための体制の充実を図ります。

No	施策	説明	担当課等
47	男女共同参画推進会議の開催	男女共同参画の施策を総合的に推進するため推進会議を開催する。	市民窓口課
48	男女共同参画審議会の開催	市長の諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。	
49	男女共同参画に関する苦情の対応	男女共同参画を推進する施策に対する苦情に男女共同参画審議会の意見を聴きながら積極的に対応する。	

課題 23 市役所内における男女共同参画の推進

市が率先して市役所内の男女共同参画を推進します。

No	施策	説明	担当課等
50	市職員に対するセクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発	市役所内におけるセクシャル・ハラスメントを防止するため啓発を図る。	行政課
51	男女共同参画の視点に立った職場慣行の見直し	市役所内の男女共同参画を推進するため、職員の意識・実態を調査し、職場慣行を見直す。	市民窓口課
52	女性職員の管理的立場への進出に向けた意識改革	女性職員がその能力を十分活かし、管理的立場への進出意欲を育てるため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)として、女性職員の意識改革を図る。	行政課

No	施策	説明	担当課等
53	男性職員の育児休業及び介護休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の出産に伴い、男性職員が育児休業を希望した場合に、職員、所属、人事担当が連携を図り、個々の事情に合わせた育児休業の取得方法について検討するなど、個別の相談に随時対応する。 介護休暇に関する制度の周知を行い、男性職員にも当該休暇の取得を促す。 育児休業又は介護休暇取得職員の代替職員の円滑な確保を図る。 	行政課
54	男女共同参画研修の実施と意識啓発	職員に男女共同参画の視点を養う研修を実施するとともに条例等を周知し、意識啓発を図る。	市民窓口課
55	市の施策への男女共同参画の視点の導入の点検	市の施策について男女共同参画の視点から点検を行う。	

課題 24 拠点施設の整備と充実

男女共同参画社会の実現に向け、市民が主体的に活動を展開する場であり、市民等への情報発信の場でもある「男女共同参画センター」の機能の充実に努めます。

No	施策	説明	担当課等
56	男女共同参画センターの充実及びPRの強化	男女共同参画センターの機能の充実を図るとともに、認知度を高めるため、市民等へのPR強化を図る。	市民窓口課

課題 25 関係機関、各種団体等との連携・協力

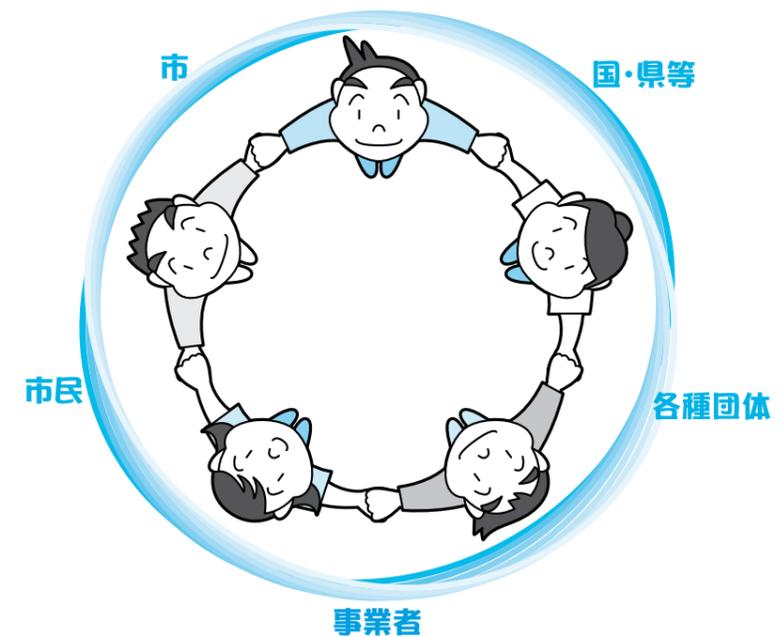
国、県、市民、事業者、各種団体等と連携を取りながら協力し、男女共同参画を推進します。

No	施策	説明	担当課等
57	国、県、他市町村等との連携・協力	国、県、他市町村等と情報交換を図り、連携、協力して男女共同参画の推進を図る。	市民窓口課
58	市民、事業者、各種団体等との連携・協力	市民、事業者、各種団体等と連携、協力して男女共同参画の推進を図る。	

課題 26 計画の推進状況の点検・評価・情報公開

計画の推進状況を点検・評価し、毎年度、推進状況の報告書を作成し、公表します。

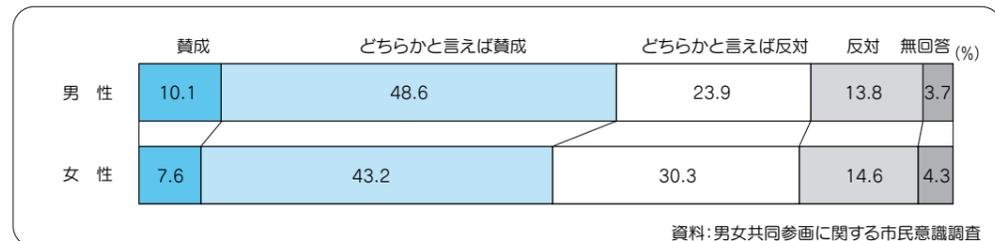
No	施策	説明	担当課等
59	計画の推進状況の報告書の作成と公表	毎年度、推進状況の報告書を作成し、公表する。	市民窓口課



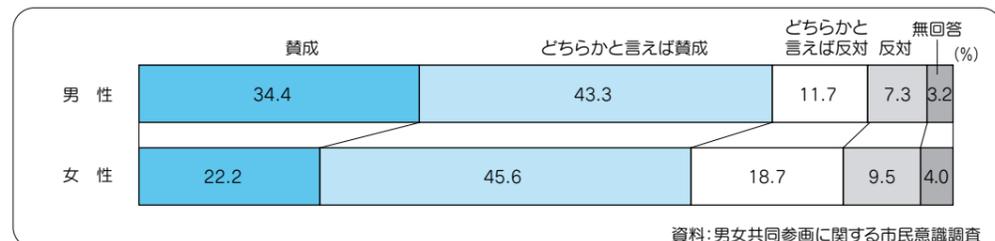
参 考
资 料

男女共同参画に関するデータ

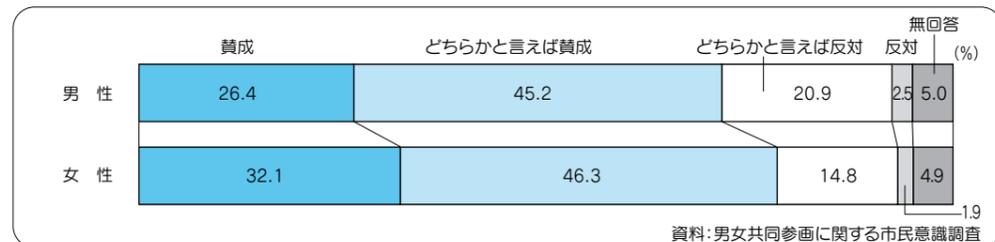
図表 1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



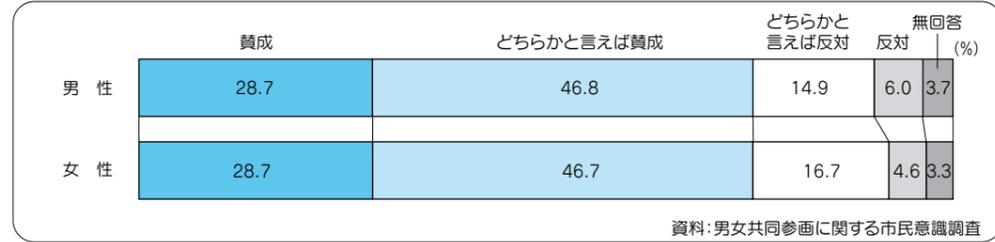
図表 2 「男は男らしく、女は女らしくしたほうがよい」という考え方について



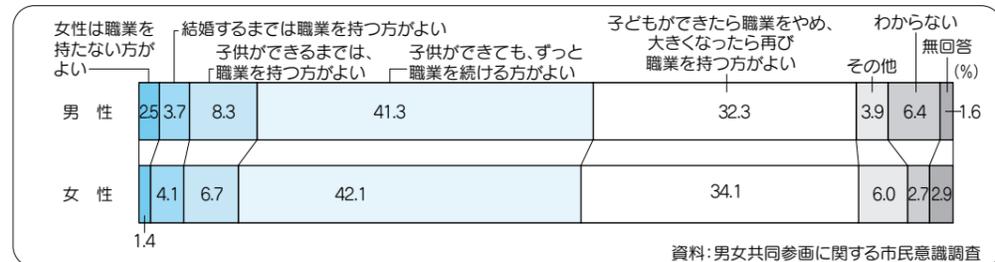
図表 3 「夫も平等に家事をすべきである」という考え方について



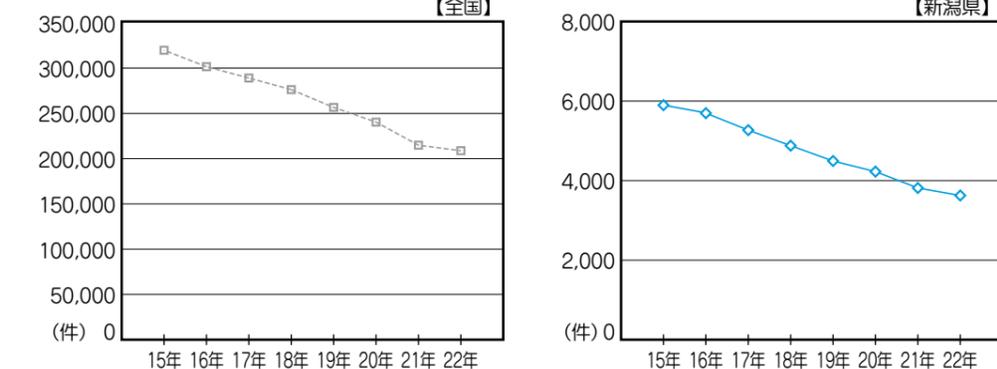
図表 4 「子どもが小さいときには母親が子育てに専念すべきである」という考え方について



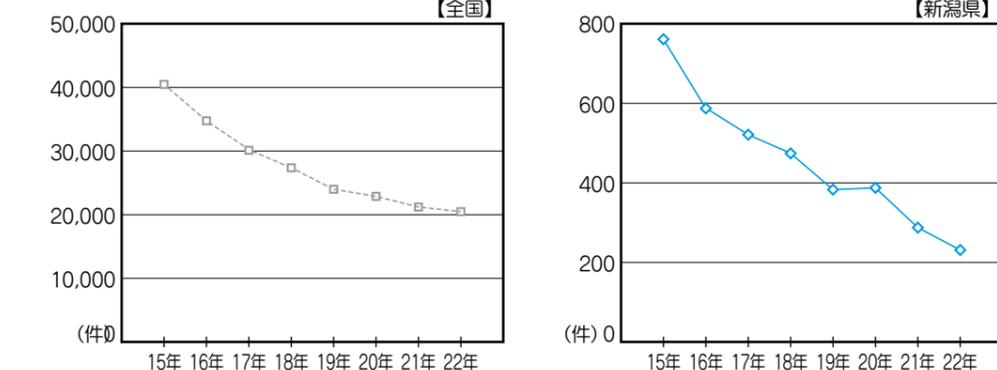
図表 5 女性が職業を持つことについて



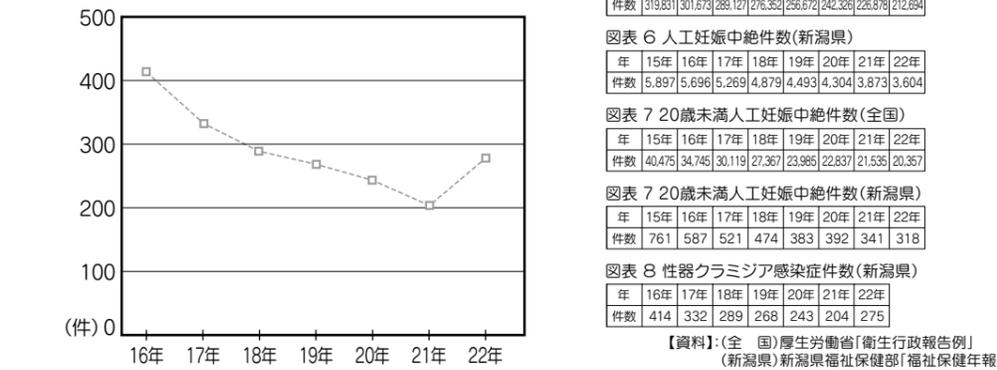
図表 6 人工妊娠中絶件数



図表 7 20歳未満の人工妊娠中絶件数



図表 8 性器クラミジア感染症件数(新潟県)



図表 9 男女共同参画社会づくりに向けた市の取組の要望について (%)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
男性	職業生活と家庭生活の両立を可能にする子育て環境等の整備 50.2	女性が働き続けることができるための条件を整備する 45.0	再就職支援 43.6	家事、育児、介護等への男性の参画促進 42.2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行等の見直し、意識の改革 40.1
女性	職業生活と家庭生活の両立を可能にする子育て環境等の整備 55.9	女性が働き続けることができるための条件を整備する 55.9	家事、育児、介護等への男性の参画促進 50.5	再就職支援 49.4	就業における均等な機会と待遇の確保 36.7

資料:男女共同参画に関する市民意識調査

三条市男女共同参画推進条例

平成 17 年 12 月 26 日公布
三条市条例 219 号

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策等（第 9 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 21 条）

第 4 章 雑則（第 22 条）

附 則

前 文

国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組と連動しつつ、進められてきたが、なお、一層の努力が必要とされ、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置付けている。

豊かな自然と文化遺産を守り、伝統技能を有する地域産業を発達させてきた三条市においても、国のこうした動きと連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたが、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が依然として残されている。

そこで、少子高齢社会においても、三条市が活力と魅力あるまちで在り続けるには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の一層の推進が必要である。

ここに、男女共同参画の基本理念並びに市、市民、事業者及び各種団体の責務を明らかにし、それぞれの協働の下、市民一人一人が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切に、心豊かな、活気のある、そして、ずっと住み続けたいと思えるまちを実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び各種団体の責務等を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に

関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、次の世代へ誇りを持ってつなぐことができる男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行っている個人、法人等をいう。
- (4) 各種団体 地縁による団体その他の市内で活動する団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって当該相手方に精神的、経済的その他の不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念を旨として行うものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、

男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に行われること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）を旨とし、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、各種団体、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念を旨とし、男女共同参画についての理解を深め、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念を旨とし、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、

職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(各種団体の責務)

第 7 条 各種団体は、基本理念を旨とし、その活動において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 各種団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止行為)

第 8 条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、地域、学校、その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第 2 章 基本的施策等

(基本計画)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ三条市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び各種団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育の推進)

第 10 条 市は、男女共同参画を推進するために、学校教育、社会教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第 11 条 市は、男女が家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置及び推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(附属機関等への男女共同参画の機会確保)

第13条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、男女の委員数の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民、事業者及び各種団体の自主的な活動への支援)

第14条 市は、市民、事業者及び各種団体が、男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(広報活動等)

第15条 市は、男女共同参画の推進について市民、事業者及び各種団体の理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表するものとする。

(調査及び研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(拠点施設)

第18条 市は、男女共同参画の推進のための拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

(相談窓口の設置)

第19条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害について市民、事業者又は各種団体からの相談を受けるため、相談窓口を設置するものとする。

2 市長は、前項の相談を受けたときは、関係機関等との連携の下に適切な措置を講ずるものとする。

(苦情の申出の処理)

第20条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害すると認められる施策について市民、事業者又は各種団体から苦情の申出があったときは、適切な処置を講ずる

よう努めるものとする。

2 市長は、前項の苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、三条市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第3章 男女共同参画審議会

第21条 本市の男女共同参画の推進に関し必要な事項を審議するため、三条市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次のことについて調査及び審議をする。

- (1) 男女共同参画政策の推進に関すること。
 - (2) 基本計画の推進に関すること。
 - (3) その他前項の目的を達成するために必要な事項
- 3 審議会は、前項に規定するもののほか第1項の目的を達成するために必要な事項について、市長に意見を申し出ることができる。

4 審議会は、委員10人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満にならないようにする。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者
- (3) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

第4章 雑 則

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(三条市男女共同参画審議会条例の廃止)

2 三条市男女共同参画審議会条例（平成17年三条市条例第114号）は、廃止する。

三条市男女共同参画審議会規則

平成18年3月7日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市男女共同参画推進条例（平成17年三条市条例第219号）第21条第7項の規定に基づき三条市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査及び審議するため、部会を置くことができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

三条市男女共同参画推進会議設置規程

平成 17 年 5 月 1 日
訓 令 第 22 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現のための施策を効果的に推進するため、三条市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に係わる施策の調査研究及び立案に関すること。
- (3) 男女共同参画に係わる施策の連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会 長 副市長
- (2) 副会長 教育長
- (3) 幹 事 市民部長その他市長が指名する職員
- (4) 委 員 市民窓口課長その他市長が指名する職員

2 会長は、推進会議を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

4 幹事は、各部等を掌握し、男女共同参画の推進に努める。

(会議)

第 4 条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループの設置等)

第 5 条 推進会議は、特定事項について調査、研究させるため、下部組織としてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員は、会長が指名する。

3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダー各 1 人を置き、それぞれ構成員の互選により定める。

4 リーダーは、ワーキンググループを統括する。

5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 ワーキンググループは、特定事項に係る調査等が終了したときは、その経過及び結果を会長に報告するものとする。

7 ワーキンググループの構成員の任期は、会長が当該特定事項についての調査等が終了したと認める時までとする。

(部会)

第 6 条 推進会議及びワーキンググループは、必要に応じ部会を置くことができる。

(報告)

第 7 条 推進会議は、必要の都度、第 2 条の所掌事項の検討状況等を市長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、市民部市民窓口課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月訓令第 8 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月訓令第 1 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 7 月訓令第 4 号)

この規程は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

三条市男女共同参画推進会議構成

会 長	副 市 長		
副会長	教 育 長		
幹 事	総務部長	市民部長	福祉保健部長
	経済部長	教育部長	
委 員	政策推進課長	地域経営課長	行政課長
	市民窓口課長	子育て支援課長	健康づくり課長
	高齢介護課長	商工課長	農林課長
	学校教育課長	生涯学習課長	



男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日施行
平成11年 法律第78号
改正 平成 11年 7月16日 法律第102号
平成 11年12月22日 法律第160号

目 次

前 文
第1章 総則（第1条—第12条）
第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策（第13条—第20条）
第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）
附 則

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あ

る社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会におけ

る活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、

閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通

じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数

の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則

(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

1 略

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(抄)

1979年12月18日 国際連合総会採択
1981年9月3日 発行

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必

要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護する

ことを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現す

るため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 2 部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻

を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、

かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題

及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれ

らに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。〔中略〕委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。〔後略〕
〔2～9略〕

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

〔第19条、第20条略〕

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。〔後略〕
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。
〔第22条、第6部略〕

三条市男女共同参画推進プラン策定(平成23年度改訂版)の経過

平成17年度	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ●三条市男女共同参画推進条例制定 ●三条市男女共同参画推進会議開催 ●三条市男女共同参画審議会開催
平成18年度	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進プラン(案)についてパブリックコメント実施 ●三条市男女共同参画審議会開催
2月	●三条市男女共同参画審議会開催(答申)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●総務常任委員協議会開催 ●三条市男女共同参画推進プラン策定・公表
平成20年度	
6月～7月	●平成20年度男女共同参画に関する市民意識調査実施
9月	●平成20年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書公表
2月～3月	●三条市男女共同参画推進会議開催
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●三条市男女共同参画審議会開催 ●三条市男女共同参画推進プラン(改訂版)公表
平成23年度	
6月～7月	●平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査実施
11月	●平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書公表
3月	<ul style="list-style-type: none"> ●三条市男女共同参画審議会開催 ●三条市男女共同参画推進プラン(平成23年度改訂版)公表

三条市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属等
渡邊 登	新潟大学
大橋 清	公募
村川 晴子	公募
安藤 正之	三条市PTA連合会
齋藤 隆	三条商工会議所
佐藤 春男	日本労働組合総連合会新潟県連合会 県央地域協議会
清野 美津子	にいがた南蒲農業協同組合
高野 利子	三条人権擁護委員協議会
知野 学	一般社団法人 燕三条青年会議所
西方 久子	ネットワーク三条

男女共同参画関連年表

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	三条市の動き
1975年 (昭和50年)	・「国際婦人年世界会議」メキシコシティで開催 ・「世界行動計画」採択	・総理府「婦人問題企画推進本部」設置 ・「総理府婦人問題担当室」発足		
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の10年」(1976年～1985年)	・「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行 ・「民法等」一部改正施行〔離婚復氏制度〕		
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・「国立婦人教育会館」開館	・「民生部青少年福祉課母子婦人係」婦人問題担当となる	
1978年 (昭和53年)			・「婦人問題庁内連絡会議」設置 ・「婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択			
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年中間年世界会議」コペンハーゲンで開催 ・「国連婦人の10年後期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部が「国連婦人の10年中間年全国会議」開催	・「婦人問題庁内連絡会議」を「婦人問題連絡会議」に改める ・婦人問題懇話会「知事への提言」「婦人の行動綱領」まとめる ・「婦人問題懇話会」を「婦人問題推進協議会」に改める	
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表 ・「民法・家事審判法」一部改正施行〔配偶者相続分の引き上げ等〕		
1982年 (昭和57年)			・婦人問題推進協議会「婦人の地位向上と社会参加」のための意見をまとめる	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年最終年世界会議」ナイロビで開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「青少年福祉課」を「婦人青少年課」に改称 ・「新潟県婦人対策の方向」策定(昭和60年度～70年度)	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	三条市の動き
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部拡充 ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ・国民年金法の一部改正施行〔婦人年金権の確立〕 ・男女雇用機会均等法施行		
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1990年 (平成2年)	・「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・婦人青少年課「婦人係」設置	
1991年 (平成3年)		・「育児休業等に関する法律」(育児休業法)公布 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改訂)」決定	・「婦人青少年課」を「女性児童課」に改め、課内に「女性政策推進室」設置 ・「婦人問題連絡会議」を改組し、「女性政策推進連絡会議」設置 ・「女性問題協議会」設置	
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣任命	・「新潟県婦人対策の方向」を改定し「にいがたオアシス女性プラン」策定 ・総合福祉・女性センター(仮称)基本構想策定	
1993年 (平成5年)	・「国連世界人権会議」ウィーンで開催 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布、施行	・(財)新潟県女性財団設立	
1994年 (平成6年)		・総理府「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置 ・総理府「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」北京で開催 ・「行動綱領」及び「北京宣言」採択	・「育児休業法」の改正〔介護休業制度の法制化〕		
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「ニューにいがた女性プラン」策定 ・民生部女性児童課を改組し、環境生活部に「女性政策課」設置 ・「新潟ユニゾンプラザ」開館	・旧三条市児童福祉課に「女性政策係」設置
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正 ・「介護保険法」公布		・旧三条市「女性政策推進会議」設置

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	三条市の動き
1998年 (平成10年)		・「特定非営利活動促進法」施行		
1999年 (平成11年)	・国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択 ・ESCAP地域ハイレベル政府間会合(女性2000年会議地域準備会)バンコクで開催	・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・少子化対策推進基本方針の策定		・旧三条市「三条市女性行動プラン」策定 ・旧三条市「三条市男女共同参画審議会」設置
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」ニューヨークで開催 ・「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)採択	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定		・旧三条市「三条市男女共同参画センター」開館
2001年 (平成13年)		・内閣府「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置	・「男女平等推進プラン」策定	
2002年 (平成14年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「改正 育児・介護休業法」施行 ・「少子化対策プラン」策定	・「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」施行	
2003年 (平成15年)				・旧三条市「三条市女性行動プラン」の期間を2年間延長
2004年 (平成16年)				
2005年 (平成17年)		・「次世代育成支援推進法及び児童福祉法の一部を改正する法律」全部施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・三条市、栄町、下田村が合併し、新「三条市」発足 ・「三条市男女共同参画推進条例」公布 ・「三条市男女共同参画推進プラン」策定
2006年 (平成18年)		・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・男女雇用機会均等法改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・女性の再チャレンジ支援プラン改定	・新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)策定	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	三条市の動き
2007年 (平成19年)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章を策定	・新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言	
2008年 (平成20年)		・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」		・「三条市男女共同参画推進プラン」の見直し
2009年 (平成21年)	・女子差別撤廃委員会が第6回日本審査の総括所見発表	・男女共同参画シンボルマークを決定 ・「(改正)育児・介護休業法」施行		
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合	・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改訂		
2011年 (平成23年)				・「三条市男女共同参画推進プラン」見直し

用語解説

育児・介護休業法(育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律 2002年施行)

子どもの教育と介護を行う労働者に対して、事業主が行わなければならない、勤務時間等に関する支援措置について定めている。育児、介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立ができること、また育児・介護について家族の一員としての役割が果たせることを目指している。

NPO(Non Profit Organization)

NPOは、行政、企業とは別に社会的活動をする非営利民間組織。1998年「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定され、営利を目的としない等一定の要件を満たす活動については法人格が付与される。

家族経営協定

主に農業経営において、家族員間で就業条件、役割分担、収益の分配方法、経営委譲等について協議し、合意した事項を書面などで取り決めること。これにより、共同経営者としての地位や役割が明確になり、近代的な農業経営が確立される。

シェルター

夫やパートナーから暴力を受けた女性のための緊急一時避難所。公的には、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設などが、その役割の一部を果たしている。

セクシャル・ハラスメント

三条市男女共同参画推進条例では、「性的な言動により、相手方の生活環境を害し、又は言動に対する相手方の対応によって当該相手方に精神的、経済的その他の不利益を与えること」と定義。1999年施行の「改正男女雇用機会均等法」においては、職場のセクシャル・ハラスメント防止が事業主の雇用管理上の配慮義務と定めている。

性感染症

性行為で感染する病気を総称して、性感染症といい、原因には、ウイルス、細菌、クラミジアなどがあり、性器、泌尿器、肛門、口腔などと接触してうつる。日本だけでなく、世界中にまん延している。

用語解説

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を図ることを目的とした暫定的な特別措置。元々は、女性や少数民族など、過去における社会的・構造的な差別によって現在も不利益を受けている集団に対し、教育や雇用の機会を保障したり優先的に与える暫定的な措置。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦間や恋人間など、婚姻の有無を問わず親密な関係にある男女におきる暴力を指す。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、ののしる・馬鹿にするなどの精神的暴力、セックスを強要するなどの性的暴力がある。2001年の「配偶者からの暴力の防止と被害者の支援に関する法律」(DV防止法)が施行され、暴力の加害者に対する退去命令や接近禁止命令などの保護命令の法定化や都道府県に「配偶者暴力支援センター」の設置を義務付けた。

ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)

新潟県では、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を「ハッピー・パートナー企業」として登録し、その取組を支援しています。

メディア・リテラシー

新聞、雑誌、広告、TVなどのほか、新たな情報伝達手段であるインターネットも含めたメディアを批判的に読み解き判断し、自己発信していく能力のこと。

リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年の国際人口・開発会議(カイロ)で提唱され、1995年の第4回世界女性会議(北京)の行動要領に盛り込まれた概念。その中心的な課題は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産・子どもが健康に生まれ育つことなどがあり、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題も含まれる。

評価指標一覧表

指 標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成26年度)
【指標 1】「学校教育の場で」平等になっている と思う人の割合	53.4%	70%以上
【指標 2】セクシャル・ハラスメントの被害経験 がある女性の割合 (過去3年以内の期間)	8.4%	減少させる
【指標 3】ドメスティック・バイオレンスの被害 経験がある人の割合 (過去3年以内の期間)	4.0%	減少させる
【指標 4】「社会の慣習 (しきたり) について」 平等になっていると思う人の割合	15.5%	25%以上
【指標 5】「地域社会の中で」平等になっている と思う人の割合	30.1%	40%以上
【指標 6】女性の審議会等委員の割合	25.7%	30%
【指標 7】「職場の中で」平等になっていると思 う人の割合	20.1%	30%以上
【指標 8】家族経営協定の締結家族数	36件	40件以上
【指標 9】「家庭の中で」平等になっていると思 う人の割合	27.1%	40%以上
【指標 10】共働き世帯の男女の家事平均時間の 格差	162分	142分